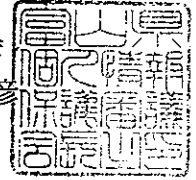


答申 第 14号
平成27年7月6日

富山県知事 殿

富山県個人情報保護審議会
会長 細川 俊彦



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく
特定個人情報ファイルの取扱いについて（答申）

平成27年7月3日付け市第378号により諮問のあった、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る特定個人情報ファイルの取扱いについて、富山県個人情報保護条例第45条第2号の規定に基づき、次のとおり答申します。

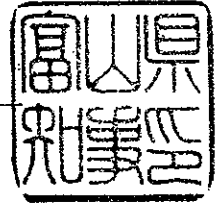
記

住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書案（以下「評価書案」という。）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審議会が点検を行ったところ、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）に定める実施手続等に適合した評価が実施されており、かつ、当該評価書案の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

市 第 378 号
平成 27 年 7 月 3 日

富山県個人情報保護審議会
会長 細川俊彦 殿

富山県知事 石井 隆



特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく
特定個人情報ファイルの取扱いについて（諮問）

特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定により、下記の特定期間個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴くため、貴審議会に諮問します。

記

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

評価書名：住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等
に関する事務 全項目評価書



事務担当：経営管理部市町村支援課行政係